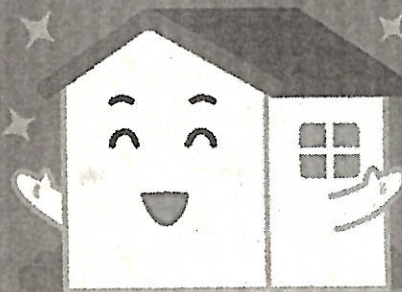


住んでいない、使っていない“空き家”を 石垣市空き家バンクで 有効活用しませんか？



空き家バンクに登録するメリット



1 賃貸・売却収入を得て
維持管理から解放！

2 家屋の改修費用に、
補助金が活用できる！

登録
無料

空き家を自己管理している場合は、収入が無く、維持管理費が発生しますが、
空き家バンクに登録し、空き家を活用することで、上記の様なメリットを得られます！

空き家バンク登録制度とは

空き家を“貸したい”、“売りたい”方から提供された物件情報を、石垣市のホームページで公開し、紹介する制度です。空家を有効活用することにより、地域活性化を図ることを目的としています。空家の賃貸や売買を検討している、または、空き家の管理方法について悩んでいる方は、石垣市ふるさと創生課、又は協力する宅建事業者へご相談ください。
空き家バンクに登録した物件に対して、改修費用の一部（上限50万）補助を行っています。

登録方法

空き家バンクへの登録方法や空き家バンク補助金の要件、
補助対象経費等の詳細については、QRコードよりご確認ください。

石垣市
ホームページ



協力する宅建事業者

空き家バンクでは、法律に沿った円滑な契約を行うため、石垣市と協定を締結している「八重山地区宅地建物取引業者会」に登録している事業者と媒介契約を行って頂いてます。空き家の賃貸、売買に関することは、「八重山地区宅地建物取引業者会」登録事業者へご相談ください。

八重山地区宅地建物取引業者会登録事業者は、
右記QRコードより、
ご確認ください。



空家バンク補助金

石垣市では「石垣市空き家バンク補助金交付要綱」に基づき、改修費用の一部を補助します。詳しい要件については、ふるさと創生課へお問い合わせください。

補助対象

- (1) 台所、風呂及びトイレ等の修繕
- (2) 内装、屋根及び外壁等の修繕
- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) 屋内の清掃 等

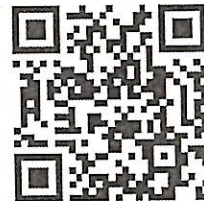
補助上限額 **50万円**

空き家バンクの物件登録方法

1. QRコードを読み取り

QRコードまたは、下記のURLより申請フォームを開いてください。

オンライン申請フォーム
<https://logoform.jp/f/vR9tR>



2. 登録する物件の情報を入力

下記の情報を入力し、送信してください。

- ・空き家バンク物件登録依頼を行う事業者名
- ・登録する物件の所在地
- ・登録する物件の所有者情報（氏名、住所、電話番号）
- ・売買価格または賃貸価格
- ・家屋の場合は間取り（例：4LDKなど）
- ・物件の画像（正面の画像）



3. ご連絡をお願いします

申請後は、お手数をおかけしますが、ふるさと創生課へご連絡ください。
申請内容について速やかに確認するため、ご協力をお願いします。

石垣市ふるさと創生課 空き家バンク担当 TEL:87-9000

4. 受付完了

問合せ先 ふるさと創生課：TEL:0980-87-9000

大切な空き家を、
地域の未来につなぎませんか？

空き家の
活用を
サポートします！

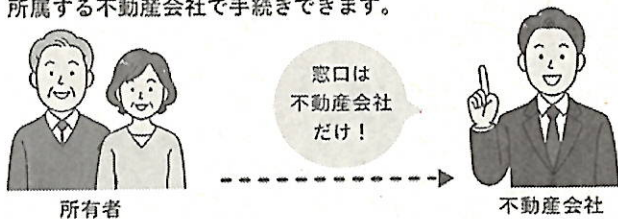
／ 地域の未来につながる制度 ／

空き家バンク のご案内

空き家バンクは、空き家の売却・賃貸を希望する方が
物件を登録し、利用希望者へ情報を提供する制度です。

メリット 1 不動産会社で手続きできます。

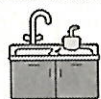
空き家バンクの登録は、八重山宅建建物取引業者に
所属する不動産会社で手続きできます。



メリット 2 修繕費用の補助が受けられます！

空き家バンクに登録すると、
修繕費用の補助が最大**50万円**まで受けられます。

補助の対象



台所、風呂及び
トイレ等の修繕



内装、屋根及び
外壁等の修繕



家財道具等の
運搬及び廃棄



屋内の清掃等

空き家バンク登録の流れ（すべて八重山宅建建物取引業者に所属する不動産会社がサポートします。）

1 不動産会社に相談



空き家の状況やご希望を
ご相談ください。

2 物件調査・査定



不動産会社が物件の調査や
査定を行います。

3 登録申込



必要書類を不動産会社が
作成・提出します。

4 登録・公開



空き家バンクに登録され、
物件情報が公開されます。

5 利用希望者との マッチング



利用希望者との交渉・契約も
不動産会社がサポートします。

空き家の活用で、地域の魅力と価値を高めましょう！



空き家を有効活用
眠っている空き家を、
新しい暮らしや事業に
つなげられます。



地域の活性化に貢献
人の流れが生まれ、
地域のにぎわいや
活力につながります。



補助制度で安心
修繕費用の補助制度で、
負担を軽減しながら
活用できます。

まずは
お気軽に
ご相談ください！

お問い合わせ先

石垣市 ふるさと創生課
☎ 0980-87-9000

詳しくは市のホームページをご覧ください

石垣市 空き家バンク

検索



空き家バンクを活用して

Uターン する方へ

ふるさとへ、
おかえりなさい。



登録物件の
仲介手数料を
一部補助する制度を始めます！

空き家バンクに登録されている物件を購入し、Uターン（※）される方を対象に、
物件の仲介にかかる手数料の一部を補助します。

※Uターンとは、過去に本市に居住していた方が、市外から本市へ戻ってくることをいいます。

対象となる方

- ☑ 過去に本市に居住していた方で、市外から本市へUターンする方
- ☑ 空き家バンクに登録されている物件を賃貸する方
- ☑ 居住する方（取得後1年以内に住民登録すること）
- ☑ 市税等の滞納がない方

※その他の要件があります。詳しくはお問い合わせください。



補助内容

仲介手数料（消費税を含む）の

上限 **10万円** まで
補助します！

※千円未満の端数は切り捨てとなります。

ご利用の流れ

- 1 空き家バンクで物件を検索・相談
- 2 物件の見学・賃貸申込み
- 3 賃貸契約・所有権の取得
- 4 住民登録後、補助金を申請
- 5 審査後、補助金を交付

※申請方法や必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

ふるさとの暮らしを、私たちがサポートします。お気軽にご相談ください！

空き家バンクの制度見直し

石垣市登録申請の簡素化など

石垣市はこのほど、空き家バンクの登録申請方法を簡素化したり、仲介手数料を補助したりするなど制度

の見直しを行った。

同制度は、市が登録された物件を空き家バンクサイトに無料で掲載し、利用希望者に情報を提供する。

見直しでは、登録対象物件を従来の「建物」のみから「土地・建物」へ、利用者対象者を「移住者・定住者」から「空き家に定住または定期的に滞在できる者」へと拡大した。

さらに申請窓口を石垣市から不動産会社へと変更

し、手続きを簡素化した。

空き家バンクに登録すると、修繕費用として最大50万円の補助が受けられる。さらに今回から、空き家バンクに登録されている物件を購入しUターンする人を対象に、不動産会社に支払った仲介手数料の一部（上限10万円）を補助する。

詳細は、市ふるさと創生課のホームページで確認できる。問い合わせは同課（87-9000）。

※イメージ図



石垣市空き家バンク実施要綱

石垣市空き家バンク実施要綱（平成29年石垣市告示第97—2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、石垣市における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化とコミュニティの維持を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人の居住を目的として建築し、現に居住又は使用していない一戸建て住宅（建築する予定又は居住若しくは使用しなくなる予定のものを含む。）であつて、良好な管理状態にあるものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて登録した情報を、市内への移住、定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介するシステムをいう。
- (4) 空き地 住宅の建築に適当な面積を有する市内の更地又は更地となる予定の土地であつて、良好な管理状態にあるものをいう。
- (5) 業者会 市内を活動エリアとする宅地建物取引業者が所属する業者会をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

（空き家バンクの運営に関する協定の締結）

第4条 市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、業者会と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 空き家バンクにおける物件の登録、変更、抹消等に関する事項
- (2) 空き家の取引に係る交渉、代理、媒介に関する事項
- (3) その他空き家バンクの実施に関し必要な事項

2 市長は、空き家の取引に係る交渉、代理、媒介等については、直接これに関与しないものとする。

（空き家の登録等）

第5条 空き家バンクを利用して空き家の売却、賃貸等を希望する所有者（以下「物件登録希

2 利用希望者は、次に該当する者とする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在し、石垣市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 暴力団員等に該当しない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

3 指定業者は、登録物件の売買、賃貸借などの契約が成立したときは、直ちに市長へ契約の報告を行うものとする。

(苦情又は紛争の処理)

第10条 空き家バンクの運営に起因して苦情又は紛争が発生した場合は、指定業者、所有者等、利用希望者その他の利害関係者は、関係法令等に基づき、誠意をもってその処理に当たらなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○石垣市空き家バンク補助金交付要綱

令和8年3月2日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による人口増加を図るため、空き家所有者が移住者用に賃貸を行うことを目的として市内の施工業者を利用して家屋の改修等を行う場合に、その経費の一部を補助するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市税の滞納がなく次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第7条第1項の申請時点において、石垣市空き家バンクに物件を登録している所有者
- (2) 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の賃貸等を行うことができる者
- (3) 補助対象空き家に係る賃貸借契約を締結した日から起算して1年を経過していない物件入居者であって、当該補助対象物件に補助金の交付を受けた年度から起算して3年以上継続して居住する意思を有するもの（改修に関し所有者の承諾を得ている場合に限る。）

(令2告示217—2・一部改正)

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次に該当するものとする。

- (1) 第7条第1項の申請時点において、石垣市空き家バンクに物件が登録されていること。
- (2) 補助金の交付年度から起算して3年を経過するまでの間、移住者（石垣市に居住していない者又は石垣市に移住して3年経過していない者をいう。以下同じ。）への賃貸のために活用され、他の目的では使用されない物件であること。

(令2告示217—2・一部改正)

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとし、補助金の申請年度内に事業が完了した又は完了が見込まれるものとする。

- (1) 台所、風呂及びトイレ等の修繕
- (2) 内装、屋根及び外壁等の修繕
- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) 屋内の清掃
- (5) その他移住者が居住するために必要な住宅の改修等

(令2告示217—2・一部改正)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日以内又は補助申請年度の年度末のいずれか早い日までに石垣市空き家バンク実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 補助対象事業施工後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは内容を精査し、補助の条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、石垣市空き家バンク補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(令2告示217—2・一部改正)

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに石垣市空き家バンク補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助事業者からの請求書の提出があったときは、確定払により補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載など不正な行為があったとき。
- (4) 補助金の交付を受けた年度から起算して3年以内に交付決定を受けた補助対象物件の取壊し、又は売却及び譲渡したとき。
- (5) 第8条第1項に規定する補助事業者が転貸等により補助金交付前の所有者等又は所有者等の3親等以内の親族の利用があると認められるとき。
- (6) 第2条第3号に該当する補助対象者が補助金の交付を受けた年度から3年以内に転居又は転出したとき。
- (7) 交付決定を受けた年度内に事業を完了しないとき。
- (8) 補助交付決定前に改修等を行ったとき。
- (9) 過去にこの補助金を受けて空き家を改修等していたとき。
- (10) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

・石垣市不動産会社一覧

	不動産業者名	電話番号	住所
1	カンセイホーム石垣 株式会社	0980-88-8491	石垣市字平得128-3 Kプランビル1F
2	アパマンショップ 石垣島店	0980-88-6966	石垣市字平得58-6
3	エイブルネットワーク石垣島店	0980-87-7272	石垣市大川47
4	八重山住宅サービス 株式会社	0980-82-9971	石垣市字新川2373-25
5	(有) 原商事	0980-83-2499	石垣市新栄町15-10
6	有限会社 フォーラム環	0980-82-0416	石垣市字真栄里345-9
7	(有) 八重山ホーム	0980-83-8850	石垣市字平得117番地30
8	リアルエステートむつみ	0980-88-5666	石垣市登野城652-1 小波本マンション I 1F西
9	有限会社 仲企画	0980-83-8011	石垣市登野城623
10	南西不動産	0980-83-2673	石垣市字大川20-5
11	ナカマホーム株式会社	0980-87-0919	石垣市美崎町10
12	(有) 三朋商事	0980-83-7220	石垣市真栄里547-6
13	大央ハウジング 石垣支店	0980-84-2300	石垣市平得4-1
14	美ら島不動産	0980-82-2707	石垣市八島町2-12-7
15	(有) 仁開商事	0980-82-0362	石垣市石垣13-1
16	株式会社TAMA	0980-87-7189	石垣市真栄里529-2
17	石垣island不動産有限会社	0980-87-5845	石垣市登野城1251-6
18	石垣かりゆし総合	0980-82-8958	石垣市字登野城623
19	株式会社イースト	0980-87-0818	石垣市石垣80-1
20	イイホーム企画株式会社	0980-87-0682	石垣市真栄里273-1 D棟114
21	株式会社石垣島ハウジング	0980-82-1357	石垣市新川2462-34
22	T・M・MORE	0980-83-6543	石垣市大川40-3
23	建物管理サービス	0980-83-0755	石垣市字登野城1451-5
24	(有) ティワイ商事	0980-83-3052	石垣市字石垣219-8
25	株式会社マイスター	0980-87-0566	石垣市字登野城523番地7 高田店舗1階
26	株式会社沖縄ホーム	0980-88-0080	石垣市字平得376-6
27	(有) 総合計画	0980-84-1126	石垣市浜崎町2-6-11
28	株式会社エステートプランナー	0980-83-3333	石垣市字新川2462-34
29	与那原宅建商事	0980-83-6000	石垣市字真栄里100-2
30	アイムホーム	0980-83-0880	石垣市新栄町75-24